

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲156	逐条国籍法 —課題の解明と条文の解説— (抄)	写	2021年 4月6日	木棚照一	未成年者に対して国籍選択を猶予している理由は、「選択の期間につき20歳を一応の基準としたのは、国籍が基本的人権保障の基準として重要な意義を有するものであるから、国籍選択はできる限り重国籍者本人によって行われることが望ましいこと、20歳未満の者については通常社会生活の主体となることも少なく、行動範囲も狭いので、重国籍であることにより生じる弊害が比較的少ないし、たとえ弊害があったとしても、重国籍者本人に選択させる必要性をより一層重要とみるべきこと、20歳になれば日本法によれば成年となり、自己の行為についての判断能力を有することになり、重国籍者本人が国籍選択をするに適した法律状態になることを考慮したものである」と説明されていること。(663頁以下) 成人となってから、あるいは複数国籍となってから2年の猶予期間を設けている理由は、「国籍選択については、事の性質上慎重な判断が必要になるので、これに2年間の熟慮期間を付けることにしたのである。」と説明されていること。(663頁以下) 国籍選択制度について、「わが国籍法上の国籍選択制度は、改正の際の議論からみても、基本的に重国籍の解消について重国籍者本人の意思を尊重し、その自主的努力に委ねているものと解すべきであり、この点を踏まえて運用を心がける必要がある。」との指摘があること。(671頁)

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲157	逐条日本国憲法審議録（二） [増訂版]（抄）	写	1976年 1月30日	清水 伸	帝国議会で憲法制定について議論された際に、憲法第3章は個人の創造的活動を行くところまで伸ばそうという精神の条文であることを、金森徳次郎国務大臣が説明したこと。（220ページ） 道議会で、憲法11条はすべての基本的人権を包括的に保障し、その保障を現在及び将来の全国民に及ぼすことを確認し宣言した規定であることが、金森徳次郎国務大臣によって繰り返し説明されていたこと。（246～253ページ） 憲法11条は、過去の日本のやり方を反省し、「今度はもう何が何でも国民の自由が没却されると云うような風であってはならぬ」という決意を示した規定であること。（248～249ページ） 憲法22条2項は二重国籍を防止するために設けたのかと問われた金森国務大臣が、個人の自由意思を国家に優先させるための規定である旨を回答したこと。（466ページ） 憲法31条は、刑事手続だけでなく、生命や自由を奪うあらゆる場合に適用されることが、帝国議会で憲法制定について議論された際に金森徳次郎司法大臣によって説明されていたこと。（725ページ）

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲158	グローバル化の進展と重国籍— —日本国憲法第22条第2項の「国 籍離脱の自由」の新解釈	写	2024年 5月3日	菅原 真	甲140(柳井健一)は、「国籍離脱の自由」は国際法上の国籍自由の原則と表裏一体のものであり、イギリスにおける国籍離脱の自由の確立の歴史を踏まえれば、「明確に自発的な意思に基づく帰化等によって外国籍を取得した者がもはや実効性を失った原国籍を離脱することを国家は禁止してはならず、その系として同じく明確な意思を持って自国国籍を離脱する自国民に対してはそのための制度創設義務を原国籍国は負うということとその内容としていたと考えるのが妥当」であるから、憲法第22条2項の趣旨は、「自らの明確な意思により外国籍を取得し、その上で日本国籍を放棄しようとする者の権利を憲法上保障したもの」である。したがって、国籍法11条1項について、「本人の意思如何に関わらず直ちに日本国籍の喪失を帰結するという法的効果を説く立場」は誤った解釈であると論じていること。 甲150(高橋和之)の新版でも、「二重国籍は特権ではなく当人のアイデンティティーの重要な要素であることを考えると、選択を強制することが個人の尊厳反しないかどうか、真剣に考えるべき時がきている」と指摘が維持されてること。(100頁)
甲159 -1	憲法解釈における憲法制定者意思の意義(一)—幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻1号)	写	1992年	土井真一	憲法の解釈にあたっては、制定会議においてなされた発案者からの説明が重視されるべきこと。
甲159 -2	憲法解釈における憲法制定者意思の意義(二)—幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻3号)	写	1992年	土井真一	同上。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲159 -3	憲法解釈における憲法制定者意思の意義（三）—幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻5号)	写	1992年	土井真一	憲法11条の原案が起草された経緯。(10ページ以下)。 憲法の条文の文言からA、B、Cの三つの解釈が可能であるが、憲法制定者の理解を援用すれば、BあるいはCの解釈に限定される場合に、Aの解釈が成立する条件として、①解釈B、Cを採用すれば、他の条項と明らかに抵触すること、②憲法制定者が解釈B、Cを採用する基本的前提としていた社会的事実が時代とともに変化し、その基礎が失われてしまっていること、③憲法制定者の事実判断に誤認があり、解釈B、Cでは制定者自身が期待していた目的を実現し得ないこと、あるいは、④解釈B、Cによれば、憲法制定者が予期していなかった、あるいはその予期をはるかに超える害悪が発生する蓋然性あるいは可能性が存することなどを示し、解釈Aによればこれらの事態を回避し得ることを論証すること、が考えられること。(22～23ページ)
甲159 -4	憲法解釈における憲法制定者意思の意義（四）・完—幸福追求権解釈への予備的考察をかねて— (法学論叢131巻6号)	写	1992年	土井真一	帝国議会で国務大臣の説明によれば、憲法11条はすべての基本的人権を保障する規定であること。(2ページ以下)
甲160	逐条日本国憲法審議録（一） [増訂版]（抄）	写	1976年 1月30日	清水 伸	日本国憲法が国民主権、基本的人権の尊重、「個人の尊重」を基本原理として歴史的背景について、国家ではなく個人に重点をおいた視点への切り替えが日本国憲法(当時(案))の生まれてきた由来であることが、帝国議会で憲法制定について議論された際に金森徳次郎国務大臣が説明していたこと。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲161	國籍法註釋（抄）	写	1899年 (明治32年) 4月7日	三輪富十 岩崎勝三郎	明治國籍法が制定された年に発行された國籍法の注釈書では、國籍は「國家の臣民たるの分限」であり、國の主權の下に保護される分限を有する臣民はその國家に忠節を尽くすべき責務を負うのが当然であるとされ、特に「我國權は絶対にして且つ無限なるが故に臣民たるの分限を有する者は絶対且つ無限に服従せざるべからず」と論じられていたこと。(1～2ページ) 同文献で、外国國籍を志望取得した者の日本國籍が喪失することを定める國籍法20条について、「國に不忠不義なるものに科する人意的制裁を意味するもの」であり、このような「國家に不忠なる」者の日本國籍を喪失させなければ「異日我が國に來たり如何なることをなすやも計るべからず。この時においても我が國はこれを放逐することを得ざるの不都合を生ずるに至るべき」ことが、説明の第一とされ重視されており、複数國籍の発生防止は付加的に述べられるに過ぎなかったこと(66～67ページ)。
甲162	支援者の声 (2024年12月13日まで) (CALL4)	写	2024年 (令和6年) 12月13日	CALL4	公共訴訟を応援するクラウドファンディングを行うCALL4に、本件訴訟を含む國籍法11条1項違憲訴訟に支援してくれた193名中110名からの応援メッセージが、世界中から寄せられていること。 國籍法11条1項に苦しまれながらも声を上げることができずにいる人の声が、地球上のさまざまな国から寄せられていること。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲163 -1	はじめに (『「素顔の国際結婚」の今 —世代をつなぐ国際家族のリアル』所収)	写	2024年 (令和6年) 12月20日	国際結婚を 考える会 JAIF編	コロナパンデミック下の水際対策強化で、在留資格を持つ外国人らも再入国禁止になり配偶者に長期間会えない、また外国籍を取ったため日本国籍を奪われ、日本人として扱われず入国できずに母親の死に目に会えなかった、国籍喪失届を出していないのですぐ帰国できないなどの悲痛な声があり、このような不条理な法律は黙って見過ごすわけにはいかない、世間の人にもっと訴えていかなければという怒りにも似た思いから、同書が出版されたこと。 日本の人口は2050年には一億人を切り、GDPは下がり続け、経済は疲弊し亡国になるとも言われる中で、在外邦人の日本国籍を剥奪したり、日本ルーツの子どもなのに国籍喪失させられたりという不条理な事実に対する歯がゆさから、同書が出版されたこと。
甲163 -2	家族と引き離される在外日本人— 国籍法が生む悲劇 (『「素顔の国際結婚」の今 —世代をつなぐ国際家族のリアル』所収)	写	2024年 (令和6年) 12月20日	国際結婚を 考える会 JAIF編	夫と共に築いてきた米国での生活基盤の安定のために、断腸の思いで米国国籍を取得した執筆者が、コロナによる「令和の鎖国」で国籍法11条1項のために強いられた苦悩とその理不尽さ、非人道性と不条理。
甲163 -3	日本人から自動的に国籍を奪う 国籍法11条1項とは？ 自身の 体験から (『「素顔の国際結婚」の今 —世代をつなぐ国際家族のリアル』所収)	写	同上	同上	国籍法11条1項の違憲性を争う訴訟を通じて執筆者が、①国籍という基本的人権尊重についての議論の欠如、②裁判という国家側による判断と裁きが三権分立の理想とは程遠いこと、③多くの日本国民が、外国国籍を志望取得した者に対し自己責任であり日本国籍を失っても当然とといった意見を強く持っている、と感じていること。それら①～③は、グローバル化の世界から取り残されている日本社会の現実を映し出しているとも言えること。

号証	標目 (原本・写の別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	
甲163 -4	国際夫婦—スウェーデンで暮らし、働く (『「素顔の国際結婚」の今—世代をつなぐ国際家族のリアル』所収)	写	同上	同上	仕事や社会参加という幸福追求のためにスウェーデン国籍を取得した執筆者が、ルーツである国、居住している国、どちらも大切な国であり、択一を強制されない国籍制度を望んでいること。
甲163 -5	日本人から外国人、そしてまた日本人 (『「素顔の国際結婚」の今—世代をつなぐ国際家族のリアル』所収)	写	同上	同上	居住国での生活基盤の安定のために米国籍を取得した執筆者が、親の介護のために「配偶者等のビザ」で日本に居住し始めて3年後に永住申請を行ったが却下され、帰化申請を行ったところ、煩雑な手続に悩まされたものの無事に帰化が認められ、日米複数国籍となったこと。
甲163 -6	両親の介護と看取り—アメリカ再入国・永住権での問題 (『「素顔の国際結婚」の今—世代をつなぐ国際家族のリアル』所収)	写	同上	同上	40年前に米国に留学し、米国で家族と生活基盤を築いてきた執筆者が、日本で暮らす親のためにいつでも帰国できるようにと米国籍を取得せず日本国籍を保持してきたおかげで父の看取りができたが、米国での生活基盤を維持するために、日米複数国籍が認められていれば不要な多くの労力と費用がかかったこと。
甲164	複数国籍の何が問題なのか — 複数国籍の世界的展開とその課題 —	写	2023年 (令和5年) 12月	宮井健志	宮井が、複数国籍に関する理論的・規範的な問題を、①複数国籍は負担となるか、②複数国籍は安全保障リスクか、③複数国籍は社会統合を阻害するか、④複数国籍者の政治参加を求めるべきか、⑤複数国籍は不平等を助長するか、という5つに分けて検証し、複数国籍による内在的な問題はもはや残されていないこと、複数国籍による集合的利益への影響に関しても固有の問題はもはや存在しないこと、複数国籍の制限は集合的な不利益でもあることを指摘していること。 宮井がまた、複数国籍の容認に向けた政策変更には政治問題として取り上げる必要があるが、政治問題化することにより却って政策変更が起こりにくいという逆説があると指摘し、その具体例として東西統一後のドイツを例に挙げていること。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲165 -1	新春特別コラム：2024年の日本 経済を読む～日本復活の処方箋 「日本が日本人を切り捨てる？ ―国際舞台で活躍する日本人と 日本の絆を守るために」	写	2023年 (令和5年) 12月	竹内舞子	独立行政法人経済産業研究所の ウェブサイトに掲載された特別 コラムで、海外でも活躍する日 本人から外国籍を取得したから とって日本国籍を奪うことは、 本人の苦しみや不利益はもちろ んのこと、日本にとり重大な損 失ではないだろうかとの問いか けと共に、国籍法11条1項の問題 性が指摘され同条項が日本の成 長にとって阻害要因となってい る旨の指摘とともに、「日本人 を失わない未来に」向けて複数 国籍を認める政策転換が提唱さ れたことなど、同コラムの内 容。
甲165 -2	RIETI-竹内舞子	写	2023年 (令和5年)	独立行政法 人経済産業 研究所	甲160-1を執筆した竹内舞子の経 歴。
甲166	国家主体の国籍から個人主体の 国籍へ―複数国籍の容認を例に	写	2024年 11月	高佐智美	出身国と居住国を行き来する 人々が、双方の国に対して帰属 意識を持ち、国境を超えた様々 な社会的ネットワークを維持し ているという、いわゆるヒトの 「トランスナショナル化」が生 じる中で、複数国籍を結社の自 由の保障の観点から権利として 認めるべきとする見解も現れて おり、その見解が日本国内でも 紹介されるに至ったこと。

号証	標目 (原本・写の別)		作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲167	世間と人間 [復刻版]	写	2023年 5月3日	三淵忠彦	最高裁判所の初代長官に任命された三淵忠彦が、最高裁判所を含む裁判所の使命として、 「裁判所は国民の権利を擁護し、防衛し、正義と、衡平とを実現するところであって、封建時代のように、圧制政府の手先になって、国民を弾圧し、迫害するところではない。ことに民主的憲法の下にあっては、裁判所は、真実に国民の裁判所になりきらねばならぬ。国民各自が、裁判所は国民の裁判所であると信じて、裁判所を信用し、信頼するのでなければ、裁判所の使命の達成は到底望み得ないのであります。」 「これからの最高裁判所は、従来の事件を取り扱う外に、国会、政府の法律、命令、処分が憲法に違反した場合には、断固としてその憲法違反たることを宣言して、所謂憲法の番人たる役目を尽くさねばなりません。」 などと、就任式の日の記者会見で挨拶をしたこと。
甲168	複数国籍をめぐる憲法学の動向 (移民政策学会2024年度冬季大会 シンポジウム「グローバル化と複数国籍：あらためて「複数国籍」を問いなおす」)	写	2024年 12月7日	館田晶子	憲法学会の通説は、国籍法11条1項に関して、 ①「恣意的に奪われない権利としての国籍保持権」の憲法上の根拠として、憲法22条2項、13条、14条1項法の下での平等があること ②国籍法11条1項は意思によらず国籍を喪失させて日本国民から主権者の地位／国民の権利を喪失させるという重大な権利喪失をもたらすので、厳格な違憲審査がなされるべきこと ③日本国籍喪失の場合は取得の場合よりもより目的手段審査を厳格にすべきこと ④立法目的(複数国籍防止)は、 。立法事実の変遷、。不可避免的な複数国籍の発生、。国籍の権利性の承認、。グローバル化による複数国籍の増加→複数国籍が生じることを前提とした制度設計、。複数国籍の弊害は立法事実の変遷によって陳腐化していること、により、維持できなくなっていること ⑤手段(離脱意思によらない自動喪失)は、。離脱意思の確認がなされない、。他の複数国籍解消手段との不均衡、。法的効果としての自動喪失＝処分性がないこと、により適正手続を欠いている(告知聴聞がない) と指摘するに至っていること。